

令和二年原子力規制委員会規則第九号

八 安全機能を有する施設 事業指定基準規則

再処理施設の技術基準に関する規則
原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十五号)の一部の施行に伴い、及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六百六十六号)第四十六条の二の規定に基づき、再処理施設の技術基準に関する規則を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 安全機能を有する施設(第四条―第十一条)

第三章 重大事故等対処施設(第三十二条―第五十一条)

第四章 雜則(第五十二条)

附則 第一章 総則

(定義) この規則において使用する用語は、核原

料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という)において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 放射線 使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号。以下「再処理規則」という。)第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。

二 管理区域 再処理規則第一条第二項第二号に規定する管理区域をいう。

三 周辺監視区域 再処理規則第一条第二項第四号に規定する周辺監視区域をいう。

四 放射性廃棄物 再処理規則第一条第二項第六号に規定する放射性廃棄物をいう。

五 運転時の異常な過渡変化 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。)第一条に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。

六 設計基準事故 事業指定基準規則第一条第七項第二号に規定する設計基準事故をいう。

七 安全機能 事業指定基準規則第一条第二項第三号に規定する安全機能をいう。

の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、單一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは單一ユニットの相互間ににおける中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。

3 再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられなければならない。安全機能を有する施設の地盤

付して申請しなければならない。

(廃止措置中の再処理施設の維持)

2 第三条 法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は、当該認可に係る廃止措置計画(同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。)で定める性能維持施設(再処理規則第十九条の四の二第十号の性能維持施設をいう。)においては、次章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。

3 第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

2 耐震重要施設(事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による地震力(事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してもその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

3 第九条 安全機能を有する施設は、次に掲げるとおり、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)を限定された区

域に閉じ込める機械(閉じ込めの機械)

2 第十条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)を限定された区

域に閉じ込める機械を保持するよう設置されたものでなければならない。

3 第七条 安全機能を有する施設は、基準津波(事業指定基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第三十四条において同じ。)によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

3 第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安

全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 第九条 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)により再処理施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

3 第十条 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により再処理施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 第十一条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)を限定された区

域に閉じ込める機械を保持するよう設置されたものでなければならない。

3 第十二条 安全機能を有する施設は、その内部に設置するセルは、当該設備からの当

(外部からの衝撃による損傷の防止)

2 安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

3 第十三条 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの(故意によ

り再処理施設への人の不法な侵入等の防

止)再処理施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により再処理施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

3 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により再処理施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 第十四条 安全機能を有する施設は、工場又は事業所(以下「工場等」という。)は、再処理施設への不法な侵入、再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十二条第二項第五号において同じ。)を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。

3 第十五条 安全機能を有する施設は、次に掲げるとおり、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)を限定された区

域に閉じ込める機械(閉じ込めの機械)

2 第十六条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)を限定された区

域に閉じ込める機械を保持するよう設置されたものでなければならない。

3 第十七条 安全機能を有する施設は、基準津波(事業指定基準規則第八条に規定する基準津波をい

う。第三十四条において同じ。)によりその安

全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

2 第十八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安

全性を損なうおそれがある場合において、防護措

措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講

じられたものでなければならない。

3 第十九条 安全機能を有する施設は、その内部に設置するセルは、当該設備からの当

該物質の漏えいを監視し得る構造であり、かつ、当該物質が漏えいした場合にこれを安全に処理し得る構造であるとともに当該物質がセル外に漏えいするおそれがない構造であること。

四 セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、当該熱媒の系統は、必要に応じて、漏えい監視設備を備えるとともに、汚染した熱媒を安全に処理し得るように設置すること。

五 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下この条において「プルトニウム等」という。）を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができること。

六 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。

七 密封されていない使用済燃料等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

八 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び使用済燃料等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。

イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料等が漏えいし難いものであること。

ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ 工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであつて使用済燃料等によりある有機溶媒（爆発の危険性がないものを除く。次項において「リン酸トリプチル等」とい

う。）が混入するおそれがあるものは、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないもの（を除く。）の上に施設の床面がないようにしておくこと。ただし、当該排水路に使用済燃料等により汚染された排水を完全に廃棄する設備及び第二十一条第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。

（火災等による損傷の防止）

第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより再処理施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消防設備（事業指定基準規則第五条第一項に規定する消火設備をい。以下同じ。）及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。）が設置されたものでなければならない。

前項の消防設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならぬ。

3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならぬ。

4 有機溶媒その他の可燃性の液体（以下この条において「有機溶媒等」という。）を取り扱う設備は、有機溶媒等の温度をその引火点以下に維持すること、不活性ガス雰囲気で有機溶媒等を取り扱うことその他の火災及び爆発の発生を防止するための措置が講じられたものでなければならない。

5 有機溶媒等を取り扱う設備であつて、静電気により着火するおそれがあるものは、適切に接地されているものでなければならない。

（再処理施設内における溢水による損傷の防止）

第十二条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢水による損傷の防止

（再処理施設内における溢水による損傷の防止）

第十三条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいによりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

（再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備が設けられていないなければならない。

一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

（安全上重要な施設）

第十五条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、再処理施設の安全性を確保する機能を維持するためには、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならぬ。

（安全機能を有する施設）

第十六条 安全機能を有する施設は、設計基準事故及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置されたものでなければならない。

2 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるよう設置されたものでなければならない。

3 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な保守及び修理ができるよう設置されたものでなければならない。

4 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性能を損なうことが想定されるものは、防護措置その他適切な措置が講じられたものでなければならない。

5 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共に用する場合には、再処理施設の安全性が損なわれないよう設置されたものでなければならない。

（材料及び構造）

第十七条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。

一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対しても適切な機械的強度及び化学的成分を有するものでなければならない。

二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。

イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。

2 前項の消火設備及び警報設備は、故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するため必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。

3 重大事故等対処施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならぬ。

4 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するため必要な機能が損なわれないよう、次に掲げる措置が講じられたものでなければならぬ。

一 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置

二 避雷設備その他の自然現象による火災の発生を防止するための設備の設置

(重大事故等対処設備)

第三十六条 重大事故等対処設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。

二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するためには必要な機能を有効に發揮すること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。

四 健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができること。

五 本來の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常常に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。

六 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。

七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれがないこと。

八 適切な設備の設置その他の適切な措置を講ずること。

第二章 第二項 第九号に規定する共通要因をいう。(材料及び構造)

第三十七条 重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再

常設重大事故等対処設備は、前項各号に掲げるもののはか、共通要因(事業指定基準規則第

一条第二項第九号に規定する共通要因をいう。以下この条において同じ。)によって設計基準事項に對処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。

二 可搬型重大事故等対処設備については、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 常設設備(再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。)と接続するものについては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるように、接続部の規格の統一その他

の適切な措置を講ずること。

二 常設設備と接続するものについては、共通要因によつて接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。

三 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

四 不連続で特異な形状でないものであること。

五 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。

六 容器等の主要な溶接部は、次に掲げるところによるものであること。

一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。

二 容器等の主要な溶接部は、次に掲げるところによるものであること。

三 可搬型重大事故等対処設備に属する容器及び管並びに常設設備と接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。

四 不連続で特異な形状でないものであること。

五 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

六 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

七 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

八 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

九 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十一 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十二 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十三 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十四 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十五 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十六 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十七 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十八 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

処理施設の安全性を確保する上で重要なものの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号(容器等の材料に係る部分に限る。)及び第二号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。

一 蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備(可搬型重大事故等対処設備において同じ。)と接続するものでは、当該常設設備と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるように、接続部の規格の統一その他

の適切な措置を講ずること。

二 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によつて接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができ、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験によるものであること。

四 不連続で特異な形状でないものであること。

五 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。

六 容器等の主要な溶接部は、次に掲げるところによるものであること。

一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。

二 容器等の主要な溶接部は、次に掲げるところによるものであること。

三 可搬型重大事故等対処設備に属する容器及び管並びに常設設備と接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。

四 不連続で特異な形状でないものであること。

五 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

六 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

七 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

八 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

九 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十一 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十二 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十三 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十四 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十五 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十六 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十七 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十八 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

十九 構造による割れが生ずるおそれがないこと。

射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第二号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていないなければならない。

一 蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備(可搬型重大事故等対処設備において同じ。)と接続するものでは、当該常設設備と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるように、接続部の規格の統一その他

の適切な措置を講ずること。

二 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によつて接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができ、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験によるものであること。

四 不連続で特異な形状でないものであること。

五 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。

六 容器等の主要な溶接部は、次に掲げるところによるものであること。

三 蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備

四 蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

五 放射線分解により発生する水素による爆発に対するための設備

六 放射線分解により発生する水素による爆発を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

七 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

八 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

九 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

十 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

十一 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

十二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

十三 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

十四 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

十五 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

十六 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

十七 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

十八 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

十九 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

二十 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

二十一 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。

するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられないなければならない。

一 火災又は爆発の発生（リン酸トリプチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。）を未然に防止するためには必要な設備

二 火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させるために必要な設備

三 火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するためには必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になつた場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するためには必要な設備

四 火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するためには必要な設備

（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）

第四十二条 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因によつて当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するためには必要な設備が設けられていないなければならない。

二 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽から大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。

（放射性物質の漏えいに対する対処）

第四十三条 セル内又は建屋内（セル内を除く。以下この条において同じ。）において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設には、必要に応じ、再処理規則第一条の第六号に掲げる重大事故の発生又は拡大を防止するためには必要な次に掲げる重大事故等対処設備（建屋内において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設にあっては、第三号に掲げる設備を除く。）が設けられていなければならぬ。

一 系統又は機器からの放射性物質の漏えいを未然に防止するためには必要な設備

二 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において当該系統又は機器の周辺

するためには必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられないなければならない。

一 火災又は爆発の発生（リン酸トリプチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。）を未然に防止するためには必要な設備

二 火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させるために必要な設備

三 火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系统的配管の流路を遮断するためには必要な設備及び換気系统的配管内が加圧状態になつた場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するためには必要な設備

四 火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するためには必要な設備

（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）

第四十四条 再処理施設には、重大事故が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するためには必要な設備

（工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）

第四十五条 再処理施設には、設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するためには必要な設備が設けられていないなければならない。

（電源設備）

第四十六条 再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するためには必要な設備が設けられていないなければならない。

（計装設備）

第四十七条 再処理施設には、重大事故等が発生するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するためには必要な電力を確保するためには必要な設備が設けられていなければならない。

（電源設備）

第四十八条 第二十三条第一項の規定により設置された配管の外部へ放射性物質を排出するためには必要な設備

（監視測定設備）

第四十九条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。

（監視測定設備）

第五十条 第三十条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 重大事故等に対処するためには必要な指示を行いうる要員がどどまることができるよう、適切な措置を講ずること。

二 重大事故等に対処するためには必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するためには必要な情報把握をできるよう、重大事故等に対処するためには必要な設備を設けること。

三 再処理施設内外の通信連絡をするためには必要な設備を設けること。

（緊急時対策所）

第五十一条 第三十条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 重大事故等に対処するためには必要な指示を行いうる要員がどどまることができるよう、適切な措置を講ずること。

二 重大事故等に対処するためには必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するためには必要な情報把握をできるよう、重大事故等に対処するためには必要な設備を設けること。

三 再処理施設内外の通信連絡をするためには必要な設備を設けること。

（緊急時対策所）

第五十二条 第二条第二項の申請書の提出について、当該申請書の提出に代えて、当該申請書

における放射性物質の漏えいの拡大を防止するためには必要な設備

時にその機能が損なわれないものでなければならない。

（制御室）

三 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した設備に接続する換気系統の配管の流路

を遮断するためには必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になつた場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するためには必要な設備

（監視測定設備）

四 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するためには必要な設備

（工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）

（重大事故等への対処に必要な水の供給設備）

四十四條 再処理施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するためには必要な設備が設けられていなければならない。

（監視測定設備）

四十五條 再処理施設には、設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するためには必要な設備が設けられていなければならない。

（電源設備）

四十六條 再処理施設には、設計基準事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するためには必要な設備が設けられていなければならない。

（計装設備）

四十七條 再処理施設には、重大事故等が発生するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するためには必要な電力を確保するためには必要な設備が設けられていなければならない。

（緊急時対策所）

四十八條 第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 重大事故等に対処するためには必要な指示を行いうる要員がどどまることができるよう、適切な措置を講ずること。

二 重大事故等に対処するためには必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するためには必要な情報把握をできるよう、重大事故等に対処するためには必要な設備を設けること。

三 再処理施設内外の通信連絡をするためには必要な設備を設けること。

（緊急時対策所）

四十九條 第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 重大事故等に対処するためには必要な指示を行いうる要員がどどまることができるよう、適切な措置を講ずること。

二 重大事故等に対処するためには必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するためには必要な情報把握をできるよう、重大事故等に対処するためには必要な設備を設けること。

三 再処理施設内外の通信連絡をするためには必要な設備を設けること。

（緊急時対策所）

五十條 第三十条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 重大事故等に対処するためには必要な指示を行いうる要員がどどまることができるよう、適切な措置を講ずること。

二 重大事故等に対処するためには必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するためには必要な情報把握をできるよう、重大事故等に対処するためには必要な設備を設けること。

三 再処理施設内外の通信連絡をするためには必要な設備を設けること。

（緊急時対策所）

五十一條 第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 重大事故等に対処するためには必要な指示を行いうる要員がどどまることができるよう、適切な措置を講ずること。

二 重大事故等に対処するためには必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するためには必要な情報把握をできるよう、重大事故等に対処するためには必要な設備を設けること。

三 再処理施設内外の通信連絡を行うためには必要な設備を設けること。

（緊急時対策所）

五十二條 第二条第二項の申請書の提出について、当該申請書の提出に代えて、当該申請書

3 前項の設備は、共通要因によつて制御室と同時にその機能が損なわれないものでなければならない。

（制御室）

三 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した設備に接続する換気系統の配管の流路

を遮断するためには必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になつた場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するためには必要な設備

（監視測定設備）

四 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するためには必要な設備

（工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）

（電源設備）

四十五條 第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するためには必要な設備

（監視測定設備）

四十六條 第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するためには必要な設備

（電源設備）

四十七條 第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するためには必要な設備

（計装設備）

四十八條 第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するためには必要な設備

（電源設備）

四十九條 第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するためには必要な設備

（計装設備）

五十條 第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するためには必要な設備

（電源設備）

五十一條 第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するためには必要な設備

（計装設備）

五十二條 第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するためには必要な設備

（電源設備）

五十三條 第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するためには必要な設備

（計装設備）

五十四條 第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するためには必要な設備

（電源設備）

五十五條 第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するためには必要な設備

（計装設備）

五十六條 第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するためには必要な設備

（電源設備）

五十七條 第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するためには必要な設備

（計装設備）

五十八條 第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するためには必要な設備

（電源設備）

五十九條 第二十三条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するためには必要な設備

（計装設備）

に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

（附則抄）

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の廃止）

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

一 再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号）

二 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号）

三 通信連絡を行うためには必要なパラメータを計測することができるためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを推定するためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

四 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

五 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

六 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

七 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

八 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

九 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

十 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

十一 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

十二 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

十三 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

十四 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

十五 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

十六 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

十七 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

十八 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

十九 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

二十 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

二十一 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

二十二 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

二十三 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

二十四 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

二十五 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

二十六 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

二十七 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

二十八 通信連絡を行うためには必要な情報情報を把握するためには必要なパラメータを設けること。

別記様式 (第52条関係)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

再処理施設の技術基準に関する規則第2条第2項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

3 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

4 該当事項のない欄は、省略すること。